

令和3(2021)年度学校給食業務報告について

1 給食提供実績について

(1) 総括

区分	実施期間	実施日数	給食数
小学校	令和3(2021)年4月7日(水) ～令和4(2022)年3月23日(水)	195日	771,413食
中学校	令和3(2021)年4月8日(木) ～令和4(2022)年3月23日(水)	197日	390,717食
保育園	令和3(2021)年4月7日(水) ～令和4(2022)年3月23日(水)	217日	219,759食
合計	—	—	1,381,889食

(2) 中止

事由	区分	食数	備考
新型コロナウイルス	小学校	1,198食	36日(9月1日～3月17日)
	中学校	0食	
	保育園	2,946食	
	計	4,144食	

令和3(2021)年度小中学校別調理数

上段：給食回数

下段：給食数(含保存食)

学校名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
中部小学校	16	16	22	14	0	20	21	20	17	16	18	15	195
	8,626	8,790	12,090	7,517	0	11,035	11,591	10,831	9,366	8,847	9,967	8,124	106,784
北部小学校	16	16	22	14	0	20	21	18	17	16	18	15	193
	12,210	12,474	17,176	10,617	0	15,599	15,846	13,461	13,134	12,374	13,868	11,354	148,113
南部小学校	16	16	22	14	0	19	19	20	17	16	18	15	192
	5,705	5,857	8,075	5,002	0	7,030	6,954	7,431	6,333	5,965	6,545	5,444	70,341
天王小学校	16	16	22	14	0	20	21	18	17	16	18	15	193
	9,906	10,300	14,199	9,049	0	12,912	13,032	11,385	10,893	10,300	11,439	9,414	122,829
三吉小学校	16	16	22	11	0	20	21	20	17	16	18	15	192
	6,219	6,221	8,539	4,280	0	7,330	8,021	7,739	6,376	6,102	6,912	5,607	73,346
三好丘小学校	16	16	22	14	0	20	19	20	16	16	18	15	192
	7,393	7,764	10,660	6,569	0	9,658	9,010	9,435	7,466	7,672	8,518	7,009	91,154
緑丘小学校	16	16	22	14	0	20	20	19	17	16	18	15	193
	5,406	5,601	7,704	4,911	0	6,862	6,992	6,514	5,772	5,440	6,134	5,032	66,368
黒笹小学校	15	16	22	14	0	20	21	18	17	16	18	15	192
	6,409	6,831	9,399	5,844	0	8,512	8,794	7,574	7,247	6,787	7,592	6,200	81,189
給食センター	17	18	22	14	0	20	21	20	17	16	18	16	199
	1,000	1,048	1,286	807	0	1,140	1,174	1,111	965	887	1,003	868	11,289
給食回数合計	144	146	198	123	0	179	184	173	152	144	162	136	1,741
食数合計	62,874	64,886	89,128	54,596	0	80,078	81,414	75,481	67,552	64,374	71,978	59,052	771,413

三好中学校	15	18	22	14	0	20	21	20	17	16	18	15	196
	9,204	11,056	13,486	8,551	0	12,209	12,800	11,930	10,104	9,609	10,264	6,134	115,347
北中学校	16	18	22	14	0	20	20	20	17	16	18	15	196
	8,959	10,082	12,412	7,830	0	11,259	10,755	10,851	9,165	8,909	9,573	6,277	106,072
南中学校	15	15	22	14	0	20	21	20	17	16	18	15	193
	5,722	5,732	8,423	5,345	0	7,641	8,006	7,384	5,987	5,801	6,499	4,259	70,799
三好丘中学校	15	16	22	14	0	20	21	20	17	16	18	15	194
	7,907	8,427	11,634	7,367	0	10,499	10,676	10,032	8,845	8,337	8,909	5,866	98,499
給食回数合計	61	67	88	56	0	80	83	80	68	64	72	60	779
食数合計	31,792	35,297	45,955	29,093	0	41,608	42,237	40,197	34,101	32,656	35,245	22,536	390,717

給食回数合計	205	213	286	179	0	259	267	253	220	208	234	196	2,520
食数合計	94,666	100,183	135,083	83,689	0	121,686	123,651	115,678	101,653	97,030	107,223	81,588	1,162,130

令和3(2021)年度保育園別調理数

上段：給食回数

下段：給食数(含保存食)

保育園	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
城山保育園	17	18	22	20	12	20	21	20	17	11	18	16	212
	1,856	1,926	2,354	2,200	1,320	2,180	2,226	2,066	1,802	1,177	1,908	1,696	22,711
みどり保育園	17	18	22	20	12	20	21	20	17	11	18	16	212
	3,260	3,438	4,224	3,860	2,304	3,840	3,870	3,880	3,298	2,123	3,474	3,120	40,691
わかば保育園	17	18	22	20	12	20	21	20	17	11	18	16	212
	2,715	2,808	3,586	3,280	1,992	3,460	3,633	3,265	2,856	1,826	3,042	2,736	35,199
すみれ保育園	17	18	22	20	12	20	21	20	17	16	18	16	217
	1,917	2,016	2,442	2,280	1,416	2,340	2,410	2,320	1,989	1,888	2,088	1,840	24,946
なかよし保育園	17	18	22	20	12	20	21	20	17	16	18	16	217
	2,548	2,700	3,300	2,980	1,800	2,960	2,957	2,940	2,499	2,320	2,610	2,320	31,934
明知保育園	17	18	22	20	12	20	21	20	17	14	18	16	215
	2,385	2,538	3,146	2,880	1,716	2,871	3,044	2,969	2,573	2,128	2,753	2,448	31,451
打越保育園	17	18	22	20	12	20	21	20	17	14	18	16	215
	2,518	2,736	3,344	3,040	1,824	3,060	3,276	3,025	2,652	2,184	2,736	2,432	32,827
給食回数合計	119	126	154	140	84	140	147	140	119	93	126	112	1,500
食数合計	17,199	18,162	22,396	20,520	12,372	20,711	21,416	20,465	17,669	13,646	18,611	16,592	219,759

2 学校給食センター事業実績について

(1) 学校給食運営事業

総事業費 2,517 千円

区分	主な事業内容	事業費
印刷製本費	給食献立表	359,040 円
手数料	食器等検査、施設衛生管理検査、飲料水水質検査	484,440 円
委託料	給食管理システム保守点検業務委託	323,400 円
	細菌検査業務委託	629,618 円

(2) 給食センター維持管理事業

総事業費 103,820 千円

区分	主な事業内容	事業費
消耗品費	強化磁器食器(更新分)	3,803,800 円
光熱水費	電気料、ガス料、水道料	36,109,879 円
修繕費	施設等修繕	3,662,835 円
	施設以外修繕(オーバーホール修繕を除く)	4,560,061 円
	食器洗浄機(3号機)オーバーホール修繕	36,960,000 円
手数料	煤煙濃度測定手数料、給食費等口座振替手数料	718,194 円
委託料	空調設備保守点検業務委託	1,210,000 円
	エレベーター保守点検業務委託	699,600 円
	緑地管理業務委託	4,093,100 円
	床・ガラス・受水槽清掃業務委託	600,600 円
	日常清掃業務委託	796,944 円
	給食センター騒音対策等業務委託	1,870,000 円
備品購入費	保存食用冷凍庫(調理室・検収室)	1,265,000 円
	配送用コンテナ(5台)	1,705,000 円

(3) 給食配送事業

総事業費 33,634 千円

区分	主な事業内容	事業費(円)
委託料	給食配送業務委託(長期継続契約) 契約期間:令和元(2019)年9月1日~令和6(2024)年8月31日	33,633,600 円

(4) 給食調理等委託事業

総事業費 298,798 千円

区分	主な事業内容	事業費(円)
委託料	給食調理等業務委託	298,798,122 円

(5) 給食協会運営補助事業

総事業費 241,383 千円

区分	主な事業内容	事業費(円)
補助金	給食協会補助金	241,382,812 円

令和4(2022)年度学校給食業務計画について

1 給食提供について(給食数は概算)

区分		給食数/日	実施日数	給食数/年
小学校	8校	3,950 食	197 日	778,150 食
中学校	4校	2,050 食	197 日	403,850 食
保育園	6園	880 食	218 日	191,840 食
合計	—	6,880 食	—	1,373,840 食

2 学校給食センター事業について

新規事業	予算額	概要
給食センター防音工事	33,000 千円	排風機の更新及び能力アップに伴い、ガラリーから屋外に聞こえる排風機の音が騒音規制法の規制基準を超えているため、防音工事を行う。 5月に入札を行ったが不調。学校夏休み中に工事施工できないため、予算を来年度に繰り越し、次年度に工事予定。今年度は仮設の防音工事を実施。
食器浸漬装置・洗浄機(2号機)オーバーホール修繕	47,630 千円	老朽化によるオーバーホール修繕
排煙換気高窓開閉装置ガスステイ等取替修繕	2,090 千円	老朽化による取替修繕
名古屋グランパス 30 周年記念給食	—	名古屋グランパスの 30 周年を記念して、名古屋グランパスの栄養アドバイザーとみよし市の栄養教諭が共同して、健康な体づくりの観点から学校給食の献立を作成し、6月7日に実施

給食費について

給食の保護者負担額(給食費)については、令和元(2019)年度第2回運営委員会において「子どもたちに食について教え伝えていく上では、給食費の多少の値上げは致し方ない、具体的な金額は、今後精査する」との結論をいただいておりますが、新型コロナウイルス感染症対策として令和2(2020)年度、3(2021)年度は運営委員会を開催することができなかつたことや、ウクライナ情勢等による昨今の急激な物価上昇により、給食費については平成24(2012)年から据え置いたままとなっています。

(1) 給食に係る費用負担(学校給食法第11条及び学校給食法施行令第2条)

給食の食料材料費は保護者負担

学校給食の実施に必要な人件費、施設及び設備の修繕費は市の負担

(2) 給食費の推移

給食費＝保護者負担		平成24年4月 給食費改定	平成26年4月 消費税5→8%	令和元年10月 消費税8→10%	令和4年7月 物価上昇対策
小学校	食料材料費	240円	247円	252円	260円
	給食費	240円	240円	240円	240円
	市負担	0円	7円	12円	20円
中学校	食料材料費	270円	278円	283円	290円
	給食費	270円	270円	270円	270円
	市負担	0円	8円	13円	20円

※ 今年度の市負担の一部には新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用

(3) コロナ禍後の物価上昇による影響(コロナ禍前の令和元年度と比較(税抜き))

給食の献立は、主食(白飯・パン)、牛乳、副食で構成されています。

小学校高学年	令和元年度	令和4年度	増減(R4-R1)	備考
白飯	51.67円	51.64円	△0.03円	県下統一価格
パン	41.45円	47.68円	6.23円	県下統一価格
牛乳	49.8円	52.16円	2.36円	県下統一価格
白飯 + 牛乳	101.47円	103.8円	2.33円	2.33円分副食を圧迫
パン + 牛乳	91.25円	99.84円	8.59円	8.59円分副食を圧迫
物価指数	97.9	102.3	1.045	消費者物価指数の大分類「食料」より

(4) 給食費を据え置いた場合の影響

1食20円×年間1,182,000食＝23,640,000円を市で負担。

市の負担がない場合、学校給食摂取基準を満たすことが難しくなる。

使用する食材が安いものに限られ、決まった食材ばかりを使用することとなる。

節目や行事のお祝い、給食を楽しく食べるために必要なデザートなどが出せなくなる。

地場産物(産地を選ばない場合より高値になる場合がある)や加工食品の使用頻度が限られる。

(5) 今後の検討事項

平成24(2012)年からの物価上昇を考慮し、給食費の値上げ幅をどうするか。

昨今の急激な物価高騰による家庭への経済負担を考慮し、給食費改定の時期はいつからとするか。

令和4(2022)年6月13日

市内小中学校保護者 各位

みよし市長 小山 祐
(公印省略)
みよし市教育委員会
教育長 今瀬 良江
(公印省略)

物価高騰に伴う学校給食材料費の対応について (お知らせ)

日頃は、本市の学校給食運営に御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。
さて、給食はその食材に係る費用を給食費として保護者の皆様に負担していただき実施しておりますが、昨今の社会情勢の変化による物価高騰の影響を受け、現在の材料費では文部科学省が示す栄養価の基準を満たしおいしい給食を提供することが難しい状況であります。

保護者におかれましては、その点が御心配のことと思いますが、年度内は保護者の負担(小学校240円/食・中学校270円/食)を増やすことなく、物価上昇分については下記のとおり市の負担とし、今まで同様、安全安心でおいしい給食を提供してまいりますので、お知らせします。

記

1食あたり食材費の保護者負担と市負担

	～令和4年6月	令和4年7月～	備考
小学校食材費	252円	260円	今後さらに物価上昇が予想されますが、今年度については、保護者の皆様に負担していただいている給食費の値上げは行いません。
保護者負担	240円	240円	
市負担	12円	20円	
中学校食材費	283円	290円	
保護者負担	270円	270円	
市負担	13円	20円	

【参考】

令和4(2022)年7月～令和5(2023)年3月までの市負担額

小学校、中学校、保育園の合計約1,829万円(約98万食)を市で負担します。

担当 学校給食センター

電話 0561-32-0100

ファクシミリ 0561-34-0199

電子メール kyushoku@city.aichi-miyoshi.lg.jp

給食用物資単価推移(年間平均値推移)

品目			年度									24年度からの値上率%	
			H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2		R3
肉・卵類	鶏肉(むね肉)	kg	430	565	666	761	664	678	667	614	600	600	+39.5
	鶏肉(もも)	kg	908	962	1,043	1,090	1,034	1,020	1,008	958	965	1,080	+19.0
	豚肉(もも)	kg	565	589	704	699	721	759	763	778	808	811	+43.6
	無塩せきソルダークーヘン	kg	1,600	1,635	1,670	1,842	1,940	1,940	1,940	1,940	1,940	1,931	+20.7
	うずらたまご(ゆで・むき)	kg	694	688	680	751	794	805	880	890	890	896	+29.1
	殺菌液卵	kg	301	314	400	408	400	400	400	400	400	465	+54.4
												(平均)	+34.4
青果物	じゃがいも	kg	160	150	146	181	220	188	173	154	169	250	+56.0
	たまねぎ	kg	105	119	110	106	102	107	114	98	87	148	+40.2
	にんじん	kg	150	158	146	145	181	173	195	159	165	154	+2.6
	キャベツ	kg	96	116	106	122	124	134	142	110	109	93	△ 2.5
	はくさい	kg	96	94	97	105	123	120	112	95	109	100	+4.0
	青梗菜	kg	306	334	337	354	380	379	402	360	378	347	+13.6
	ほうれん草	kg	557	543	566	562	562	630	629	645	601	609	+9.4
	みつば	kg	665	654	670	749	797	807	871	900	861	888	+33.6
	きゅうり	kg	356	359	363	356	389	390	410	389	419	417	+16.9
	根深ねぎ	kg	311	335	347	352	394	394	400	397	436	448	+44.0
	もやし(極太)	kg	132	135	137	137	137	137	137	137	137	137	+3.7
	えのき	kg	288	286	283	300	304	295	305	271	291	303	+5.2
なし(みよし産)	個	164	164	164	224	217	210	240	240				
											(平均)	+18.9	
加工品類	ちくわ	kg	511	505	490	482	485	578	510	510	540	540	+5.6
	とうふ(400g/丁)	丁	70	68	61	60	60	60	60	60	65	68	△ 2.9
	油揚げ(カット)	kg	1,250	1,250	1,375	1,465	1,492	1,481	1,500	1,500	1,500	1,500	+20.0
	こんにやく(短冊)	kg	205	197	191	183	188	177	240	240	240	240	+17.1
	ごま油(1650g)	本	920	910	1,165	1,180	1,180	1,180	1,147	1,143	1,140	1,192	+29.6
	バター(450g)	個	567	560	630	687	658	670	680	679	700	700	+23.6
	調理用牛乳 1L	本	169	169	176	174	176	176	176	180	184	184	+8.9
	さやいんげん(冷凍)	kg	295	295	633	661	753	772	753	774	780	740	+150.8
	かつお削り節	kg	1,729	1,625	1,607	1,643	1,665	1,644	2,300	2,300	2,300	2,300	+33.0
	干しいたけ	kg	4,438	7,000	7,000	7,000	7,700	7,700	7,700	7,700	7,700	6,975	+57.2
	乾燥わかめ	kg	2,010	2,200	2,302	3,891	4,700	4,900	4,136	4,264	3,500	3,340	+66.2
	アーモンドパウダー	kg	1,296	1,425	1,822	2,595	2,600	2,030	2,160	2,160	2,100	2,100	+62.0
	しょうゆ(無添加)1.8L	本	594	585	604	645	615	615	615	615	615	615	+3.5
	さとう(上白)	kg	172	176	185	199	213	206	200	200	200	210	+21.9
	オイスターソース1.2kg	本	1,160	1,240	1,209	1,205	1,228	1,250	1,270	1,271	1,270	1,260	+8.6
	パイナップル缶(1号缶)	缶	480	480	495	612	707	670	634	550	587	696	+44.9
	むきえびL(冷凍)	kg	670	670	730	778	875	875		915			
	まぐろオイル漬	kg	1,015	1,015	1,185	1,130	1,130	1,130	1,130	1,130	1,130	1,130	+11.3
	さけの塩焼き30g	個	52	52	63	59	60	68	69				
	さばの銀紙焼50g×10入	袋	639	568	568	568	585	600	631	631	631	631	△ 1.3
春巻き50g	個	31	31	31	33	35	35	35	35	35	35	+9.9	
											(平均)	+30.0	

(全体の平均値上げ率)

+27.1

○みよし市立学校給食センター設置条例

(設置)

第1条 市は、学校給食法(昭和29年法律第160号)第5条の2の規定に基づき学校給食センター(以下「給食センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 みよし市立学校給食センター

(2) 位置 みよし市三好町笠松46番地1

(運営委員会)

第3条 給食センターの運営を適正かつ円滑にするため、給食センターにみよし市学校給食センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会は、給食センターの運営に関する重要な事項について調査審議し、教育委員会に助言する。

(委任)

第4条 この条例の定めるもののほか必要な事項は、みよし市教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和48年5月10日から施行する。

附 則(昭和53年3月24日条例第15号)

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(平成3年3月19日条例第13号)

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月24日条例第14号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月25日条例第16号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年11月5日条例第35号)

この条例は、平成22年1月4日から施行する。

○みよし市立学校給食センター管理規則

(目的)

第1条 この規則は、みよし市立学校給食センター設置条例(昭和48年三好町条例第1号。以下「条例」という。)第4条の規定に基づいて、みよし市立学校給食センター(以下「給食センター」という。)について必要な事項を定めることを目的とする。

(業務)

第2条 給食センターの業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 施設及び労務の管理に関すること。
- (2) 庶務、経理その他事務全般に関すること。
- (3) 給食の献立作成並びに衛生管理に関すること。
- (4) 給食物資の購入に関すること。
- (5) 調理に関すること。
- (6) 調理品の輸送及び配分に関すること。
- (7) その他学校給食全般に関すること。

2 前項の業務を必要に応じてみよし市の認めたものに委託することができる。

(職員)

第3条 給食センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 所長
- (2) 事務職員
- (3) 栄養士
- (4) 機罐士
- (5) 調理員

第4条 職員の職務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 所長は、給食センターに属する業務をつかさどり、所属職員を監督する。
- (2) 事務職員は、上司の命を受け、事務に従事する。
- (3) 栄養士は、上司の命を受け、栄養並びに献立に関する事務に従事する。
- (4) 機罐士は、上司の命を受け機関の管理及び操作にあたる。
- (5) 調理員は、上司の命を受け調理の労務に従事する。

第5条 職員の服務については、みよし市職員の例に準じて教育委員会が定める。

(運営委員会の審議事項)

第6条 条例第3条第2項に規定する重要な事項とは、次に掲げる事項とする。

- (1) 学校給食に関すること。

- (2) 給食費に関する事。
- (3) 給食センターの施設及びその管理に関する事。
- (4) その他学校給食に関する事。

(運営委員会の組織)

第7条 運営委員会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。

- (1) 市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の校長の代表
- (2) 学校の教頭の代表
- (3) 学校の教務主任の代表
- (4) 学校の養護教諭の代表
- (5) 学校の給食主任
- (6) 小学校のPTAの代表
- (7) 中学校のPTAの代表
- (8) 学校の校医
- (9) 本市の保健衛生を所管する保健所の代表
- (10) 市立保育園の父母の会の代表

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(運営委員会の委員長等)

第8条 運営委員会に、委員長、副委員長各1名を置く。

2 委員長、副委員長の選任は、委員の互選による。

3 委員長は、運営委員会を代表し、会議を招集し、またこれを主宰する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときはその職務を代行する。

(運営委員会の会議)

第9条 運営委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 運営委員会の会議の定足数は、委員の過半数とする。

3 議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは委員長が決する。

(給食費の負担及び徴収)

第10条 保護者の負担する給食費（以下「給食費」という。）の額は次のとおりとする。

- (1) 児童等 日額240円以内
- (2) 生徒等 日額270円以内

2 給食費は、納入通知書（別記様式）により、毎月15日までに前月分を徴収するものと

する。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和52年7月1日から施行する。
- 2 三好町立学校給食センター運営規則(昭和48年教委規則第1号)、三好町立学校給食センター運営委員会の運営に関する規則(昭和48年教委規則第2号)は、これを廃止する。

附 則(昭和53年6月1日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則(昭和56年3月19日教委規則第3号)

この規則は、昭和56年4月1日より施行する。

附 則(平成3年3月22日教委規則第4号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成14年4月16日教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年12月19日教委規則第9号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年2月4日教委規則第3号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成20年10月1日教委規則第8号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の三好町立学校給食センター管理規則により委嘱された委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

附 則(平成21年3月25日教委規則第2号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年12月22日教委規則第4号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。